



令和元年 12 月 24 日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会
会長 新美 育文



東京都特定個人情報の保護に関する条例第 24 条第 2 項の
規定に基づく諮問について（答申）

令和元年 10 月 29 日付 31 主徴徴第 197 号により、当審議会に対して諮問された「地方
税の賦課・徴収事務（あて名管理）に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意
見は、別紙のとおりです。

別紙

「地方税の賦課・徴収事務（あて名管理）に係る 特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「地方税の賦課・徴収事務（あて名管理）に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、地方税の賦課・徴収事務（あて名管理）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

- (1) 委託先及び再委託先への管理監督は概ね適正であることが確認できた。
- (2) 各都税事務所等から本庁舎への依頼文書等の送付については、集配業務委託を行っているが、依頼文書等の引渡し作業には都職員が立ち会っており、確認票等により管理を徹底する等の安全管理措置を講じている。

集配先が各都税事務所等、多岐にわたることや日々大量の文書の集配を行っていることを踏まえ、今後も引き続き委託先に対する厳格な管理監督に努めること。

- (3) 都税事務所等で保管されている文書等については、主税局独自で運搬・溶解処理委託を行っているが、廃棄文書の運搬車両に都職員が同乗することや、溶解場所に搬入した廃棄文書は、他の場所に一時保管することなく直ちに溶解処理を開始し、その日のうちに処理を終えること等、適切に安全管理措置が講じられている。今後も引き続き運搬・溶解処理における適正な管理監督に努めること。

2 アクセス権限の管理について

当該事務において使用する全てのシステムに係るアクセス権限について、

詳細かつ適正に管理されていることが確認された。

今後も、税制改正に伴うシステム改修や組織改正等への変更に対するアクセス権限の更新を確実に実施し、引き続き適正な一元管理に努めること。

3 あて名管理について

当該事務は、都税における迅速な納税者対応や効率的な滞納整理を実現するための内部管理事務として、あて名の管理を行っている。

各税目の納税義務者のあて名の管理や同一納税者のあて名の一元的な管理において、あて名管理は、税務総合支援システムにおける中核を担うことから、安全管理措置に係る一層の意識啓発に努めること。

4 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和元年 10 月 29 日	諮問
令和元年 11 月 5 日 から同月 12 日まで	本評価書案概要説明・審議 (第 41 回特定個人情報保護評価部会)
令和元年 11 月 27 日	審議 (第 42 回特定個人情報保護評価部会)
令和元年 12 月 24 日	「地方税の賦課・徴収事務 (あて名管理) に係る特定個人情報保護評価書 (案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、宮内 宏